

第4次子どもかがやきプラン

—地域と共に創る 新たな学びのスタイル—

令和6年3月
岐阜県教育委員会

1 「新 子どもかがやきプラン」(平成 29 年 3 月策定)の進捗状況

重点政策① 県内各地域への高等特別支援学校機能の整備

<成 果>

- ・岐阜地域に続いて、西濃地域（平成 30 年度：西濃高等特別支援学校）、可茂地域（令和 5 年度：可茂特別支援学校高等部）に高等特別支援学校機能を整備しました。
- ・高等特別支援学校機能の整備に併せて、就労支援コーディネーターを配置しました。

<課 題>

- ・東濃、飛騨地域への高等特別支援学校機能の整備を進める必要があります。
- ・就労に関するニーズの変化に対応するために、特別支援学校高等部における職業教育の充実に引き続き取り組む必要があります。

重点政策② 発達障がい等のある児童生徒への支援強化

<成 果>

- ・県立高校において、平成 30 年度より自校型、他校型の「少人数コミュニケーション講座」を導入し、岐阜、美濃地域では、令和 5 年度より巡回型の通級による指導を開始しました。
- ・障がいのある生徒が県立高校へ進学を希望する場合に、受検や学校生活において必要となる合理的配慮の提供について、事前に協議する仕組みを構築しました。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと確実に引き継ぐ連携システムを構築しました。
- ・特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒に「交流籍」を置き、居住地校交流を進めました。
- ・長期入院やそれに伴う自宅療養を必要とする高校生について、オンライン型の遠隔教育の仕組みを構築しました。
- ・聴覚障がいのある幼児児童生徒について、東濃、飛騨地域における支援体制の整備を進めました。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を保障するために、人工呼吸器対応マニュアルを作成しました。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する全ての県立特別支援学校に、校外学習等に同行する看護師を配置しました。
- ・可茂特別支援学校の校舎増築による狭隘化の解消や、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、総合化された特別支援学校の学習環境の整備を行いました。

<課 題>

- ・高等学校における巡回型の通級による指導の全県展開を進め、自校型、他校型を含めた県内全域の指導体制を整備する必要があります。
- ・高等学校卒業後の切れ目ない支援のため、就労・福祉等関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心して学校で学ぶための体制整備をさらに進める必要があります。
- ・視覚障がい、聴覚障がいのある幼児児童生徒が、県内のどの地域においても支援を受けて学ぶことができる体制を整備する必要があります。
- ・特別支援学校の児童生徒の増加等に伴う狭隘化を解消するなど、さらに学習環境を改善していく

必要があります。

重点政策③ 学びの場を支える教員の専門性の向上

<成 果>

- ・小・中・義務教育学校において、発達障がい支援のコア・ティーチャーを養成するとともに、小・中・義務教育学校・高等学校等の指導者育成研修の仕組みを構築しました。
- ・コア・スクール 5 校（岐阜盲学校、岐阜聾学校、長良特別支援学校、岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜清流高等特別支援学校）において、次世代のコア・ティーチャーを計画的に養成し、県内特別支援学校及び小・中・義務教育学校・高等学校への指導助言や研修機会を提供しました。

<課 題>

- ・発達障がい等のある児童生徒の増加に対応するため、通常の学級、通級による指導等、発達障がい支援担当の指導者養成を引き続き進める必要があります。
- ・これまで養成したコア・ティーチャーの活用を図り、県内全域における各障がい種の支援ネットワークを強化する必要があります。

2 障がいのある子どもたちを取り巻く動き

平成 29 年 3 月の「新 子どもかがやきプラン」策定以降、障がいのある子どもたちを取り巻く状況はさらに変化してきました。

学習指導要領改訂における障がいのある児童生徒への配慮の明示（平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月）、通級を担当する教員の基礎定数化（平成 29 年 4 月）、高等学校における通級による指導の制度化（平成 30 年 4 月）、令和元年より開始された GIGA スクール構想の実現、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ急速に進められた教育における ICT 環境の整備、特別支援学校設置基準の公布（令和 3 年 3 月）、医療的ケア児支援法施行（令和 3 年 9 月）など、一人一人の教育的ニーズに対応するための環境整備や支援の一層の充実を求める声は年々高まってきています。

また、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』では、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件の整備や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていく必要が示されました。このような状況の中、令和 4 年 8 月の障害者権利条約の対日審査において、インクルーシブ教育の実現に向けた行動計画の策定を求めるなどの勧告が出され、今後のインクルーシブ教育のビジョンを明確にすることが求められています。

3 「第 4 次子どもかがやきプラン」策定の趣旨

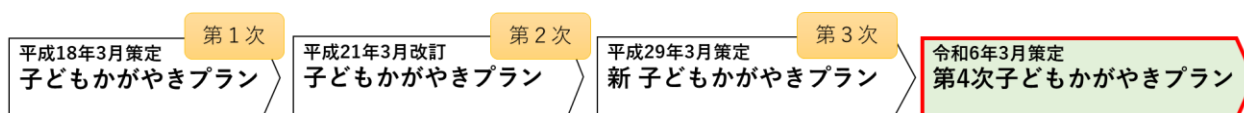
「新 子どもかがやきプラン」は、計画期間を平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間として、第 2 次岐阜県教育ビジョンで示した「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム*」の構築を目指して、高等特別支援学校機能の整備、高等学校における通級による指導や聴覚障がいへの支援体制など、新たな「学びの場」とその支援体制づくり、「学びの場」を柔軟に活用できる「学びのスタイル*」づくりを進めてきました。

『令和の日本型学校教育』で示された新しい時代の特別支援教育の実現、その先にある共生社会の構築を目指すためには、幼稚園・小・中・義務教育学校・高等学校、特別支援学校等に在籍する特別な支援を必要とするすべての幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じて、各地域の教育資源を柔軟に選択し、各自の「学びのスタイル」をつくることのできる仕組み＝「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」の構築を引き続き目指す必要があります。

これまでの「新 子どもかがやきプラン」の取組の成果と課題、特別支援教育を取り巻く社会情勢の変化への対応など、新たに取り組むべき課題を踏まえ、「第4次子どもかがやきプラン」を策定しました。

なお、これまでの特別支援教育推進の経過を整理し、「子どもかがやきプラン（平成18年3月策定）」を「第1次子どもかがやきプラン」、「子どもかがやきプラン改訂版（平成21年3月策定）」を「第2次子どもかがやきプラン」、「新 子どもかがやきプラン（平成29年3月策定）」を「第3次子どもかがやきプラン」とそれぞれ位置付け、本計画を「第4次子どもかがやきプラン」としました。

「子どもかがやきプラン」の変遷



* 「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」とは、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを受けることができる教育システムです。

- ① 願いに寄り添う 専門性の高い学びの提供 【主に通学している学校】
- ② 学びを広げる 校種の枠を超えた学びの提供 【多様な学校資源】
- ③ 社会につなぐ 地域資源を活用した学びの提供 【身近な地域資源】

* 「学びのスタイル」とは、多様な学びの場を活用した多様な学びから、子どもの多様なニーズの一つ一つに応えるために必要な学びを選択し組み合わせるものです。

4 計画の位置付け

本計画は第4次岐阜県教育振興基本計画に基づく、本県の特別支援教育推進計画として策定するものであり、第4次教育振興基本計画の「施策IV「学びの多様なニーズに応える環境」の充実 21 特別支援教育の推進」のために、今後取り組む具体的施策を明らかにした計画です。

さらには、第4次岐阜県教育振興基本計画と同様に、ゴールの一つである「質の高い教育をみんなに」を中心に、SDGs*の達成に貢献できるよう、ESD*の趣旨を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めるものです。

* SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

* ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画期間

- ・計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
- ・各施策の具体的な進捗状況を踏まえながら、次年度に進める施策を盛り込んだアクションプランを毎年策定します。

6 基本理念

『地域と共に創る 新たな学びのスタイル』

「新子どもかがやきプラン」の基本理念を継承し、地域と共に新たな「学びのスタイル」づくりを進めていきます。

7 取り組む政策の体系

これまで、「子どもかがやきプラン」によって、県内各地域に「インクルーシブ教育システム」の基盤となる教育環境が整備され、「新子どもかがやきプラン」によって、そのシステムの構築が進められてきました。

今後も引き続き、障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するための多様な「学びの場」の整備と「学びのスタイル」づくりをさらに進めるとともに、各地域で「インクルーシブ教育システム」が主体的に運用されることを目指して取り組んでまいります。

そのためには、第4次岐阜県教育振興基本計画の「施策IV「学びの多様なニーズに応える環境」の充実 21 特別支援教育の推進」に挙げた次の3つの課題を解決することが必要であり、本計画では、この3つの課題を政策の3つの柱として掲げるなど政策体系を見直し、そこにより具体的な取組を紐付けて全体を整理しました。

第4次岐阜県教育振興基本計画

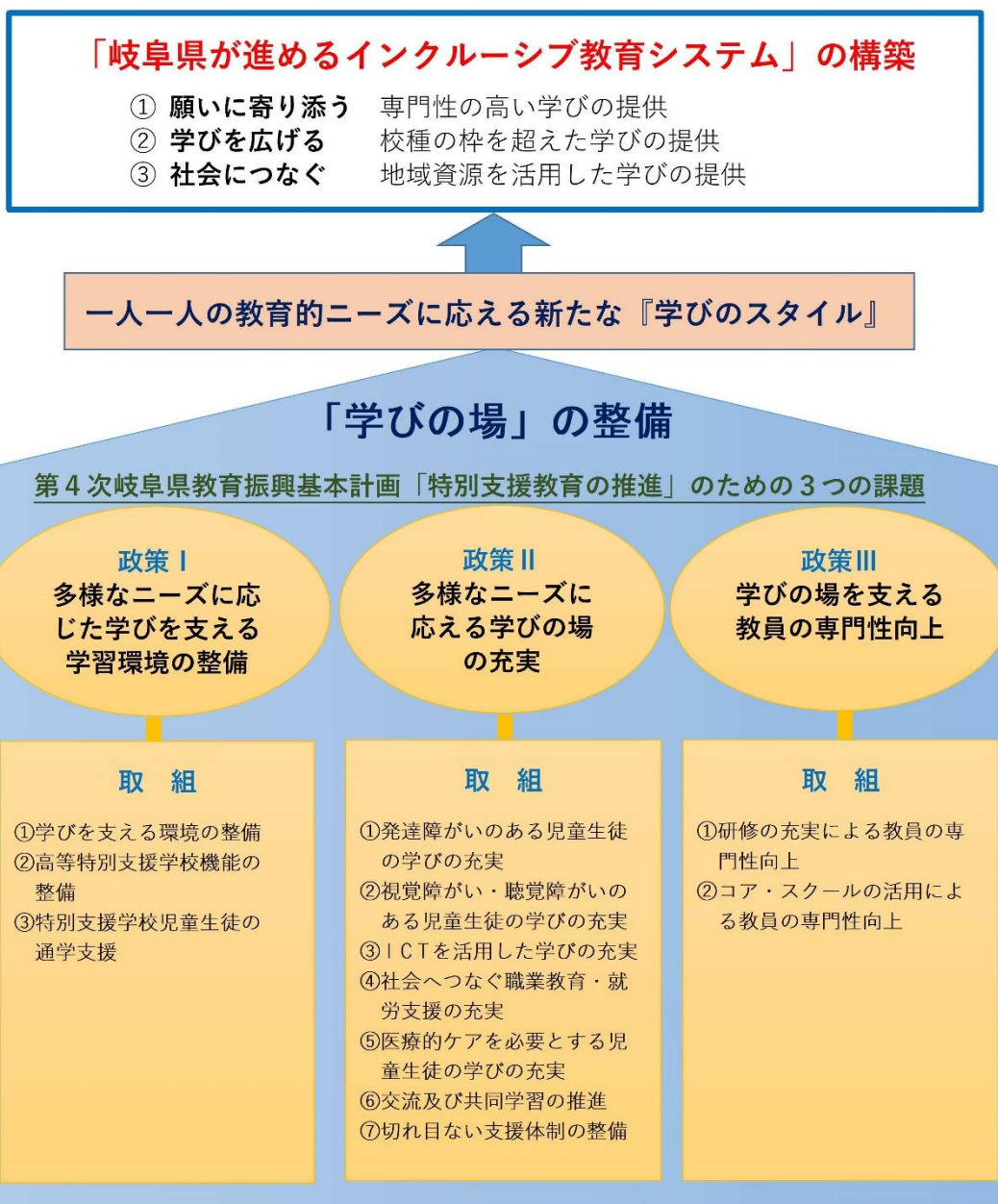
施策IV「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

21 特別支援教育の推進

課題

- 多様なニーズに応じた学びを支える学習環境の整備
- 多様なニーズに応える学びの場の充実
- 学びの場を支える教員の専門性向上

第4次子どもかがやきプランの体系図



8 各政策の取組内容

政策Ⅰ 多様なニーズに応じた学びを支える学習環境の整備

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びを提供するため、教育環境の整備やその充実に取り組めます。



【現状と課題】

- 特別支援学校設置基準（令和3年9月24日公布）を踏まえて、校舎面積の不足等の基準に適合していない特別支援学校*の整備に着手しています。可茂特別支援学校は、校舎増築により校舎面積不足を解消しました。その他の学校についても、特別支援学校設置基準を踏まえた学習環境の整備を進める必要があります。

* 県内特別支援学校 23 校のうち、特別支援学校設置基準上の必要面積を満たしている学校の数
校舎 17 校 運動場 14 校 (令和 5 年 10 月 1 日現在 文部科学省調査)

- 高等特別支援学校機能が未整備である東濃、飛騨地域への整備を進める必要があります。
- 県立特別支援学校において、スクールバス乗車中に医療的ケアが必要となるため保護者送迎により通学している児童生徒について、支援方法を検討する必要があります。

【取組】

① 学びを支える環境の整備

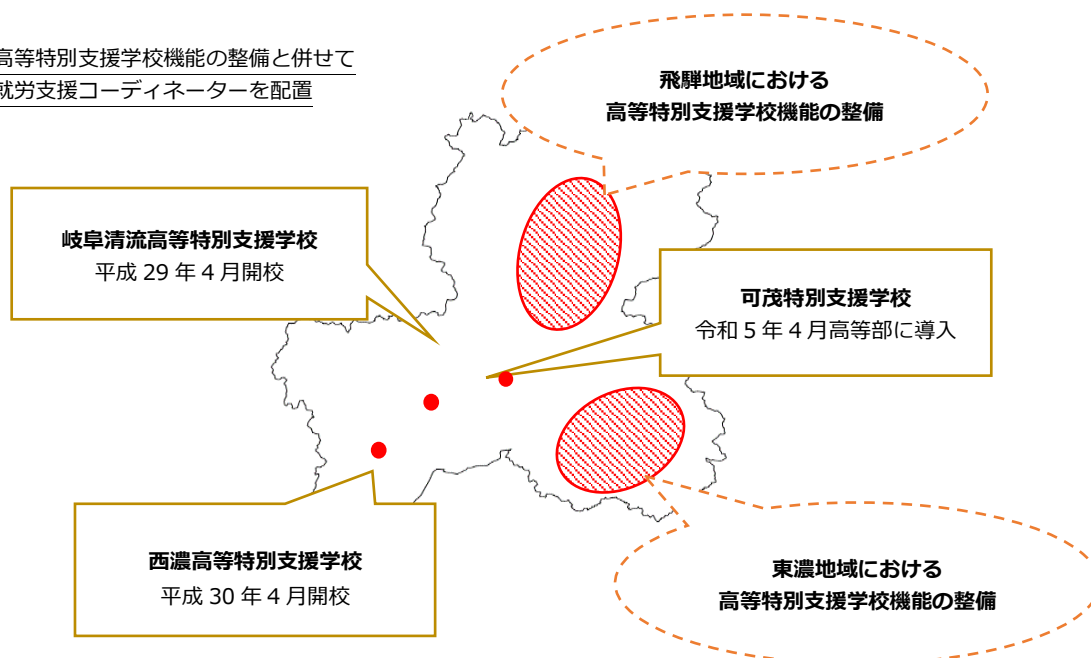
- ・ 在籍者数の増加による慢性的な教室不足や 2 校舎体制の学校運営等を解消するため、特別支援学校設置基準を踏まえた学習環境を整備
- ・ 令和 7 年度の「(仮称) かかみがはら支援学校」開校、各特別支援学校の在籍者数の推移等を踏まえ、通学区域 (児童生徒が就学・進学する学校) など、県内特別支援学校の教育支援体制を見直し

② 高等特別支援学校機能の整備

- ・ 県内全域で知的障がい軽度である生徒が専門的な職業教育を受けられるよう、東濃、飛騨地域に高等特別支援学校機能を整備

高等特別支援学校機能の全県展開

* 高等特別支援学校機能の整備と併せて
就労支援コーディネーターを配置



③ 特別支援学校児童生徒の通学支援

- ・ 県立特別支援学校の校外学習等に同行する看護師を配置する支援体制整備事業の成果と課題を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援を実施

- ・県立特別支援学校の児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、乗車を希望する児童生徒の推移に合わせて、スクールバスを増配備

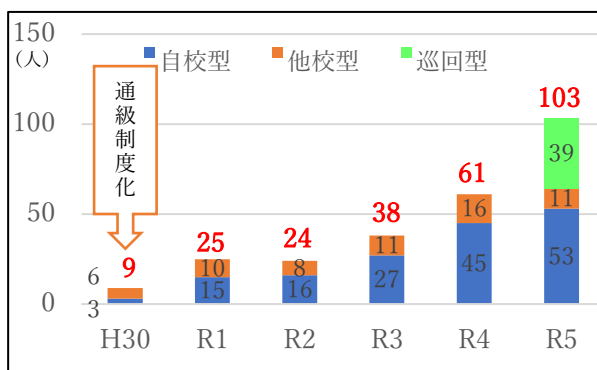
政策Ⅱ 多様なニーズに応える学びの場の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びを提供するために、小・中・義務教育学校・高等学校、特別支援学校等、学びの場における支援を充実し、就学から卒業後まで、一貫した指導支援を行う切れ目ない支援体制の整備に取り組みます。



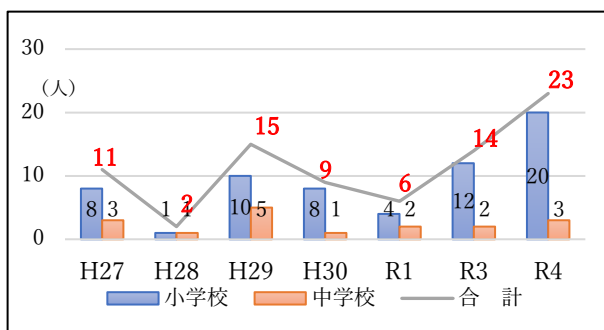
【現状と課題】

- 令和3年12月、文部科学省より、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が公表され、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の全体に占める割合が、全国において、小・中学校 8.8%（平成24年調査：6.5%）、高等学校 2.2%であることが分かりました。
- 高等学校においては、平成30年度から進める通級による指導について、県内各地域への支援体制の整備を早期に進める必要があります。



高等学校における通級による指導の受講者数推移（県教育委員会調べ）※R5は、5月1日現在

- 岐阜地域から遠距離にある東濃、飛騨地域において、聴覚障がいのある幼児児童生徒への早期からの支援体制の整備を進めています。同様に、視覚障がいのある幼児児童生徒への県内全域での支援体制を整備する必要があります。
- 特別支援学校に加えて、小・中・義務教育学校へ通学する医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、安全・安心に学校生活を送れるように支援体制を整備する必要があります。



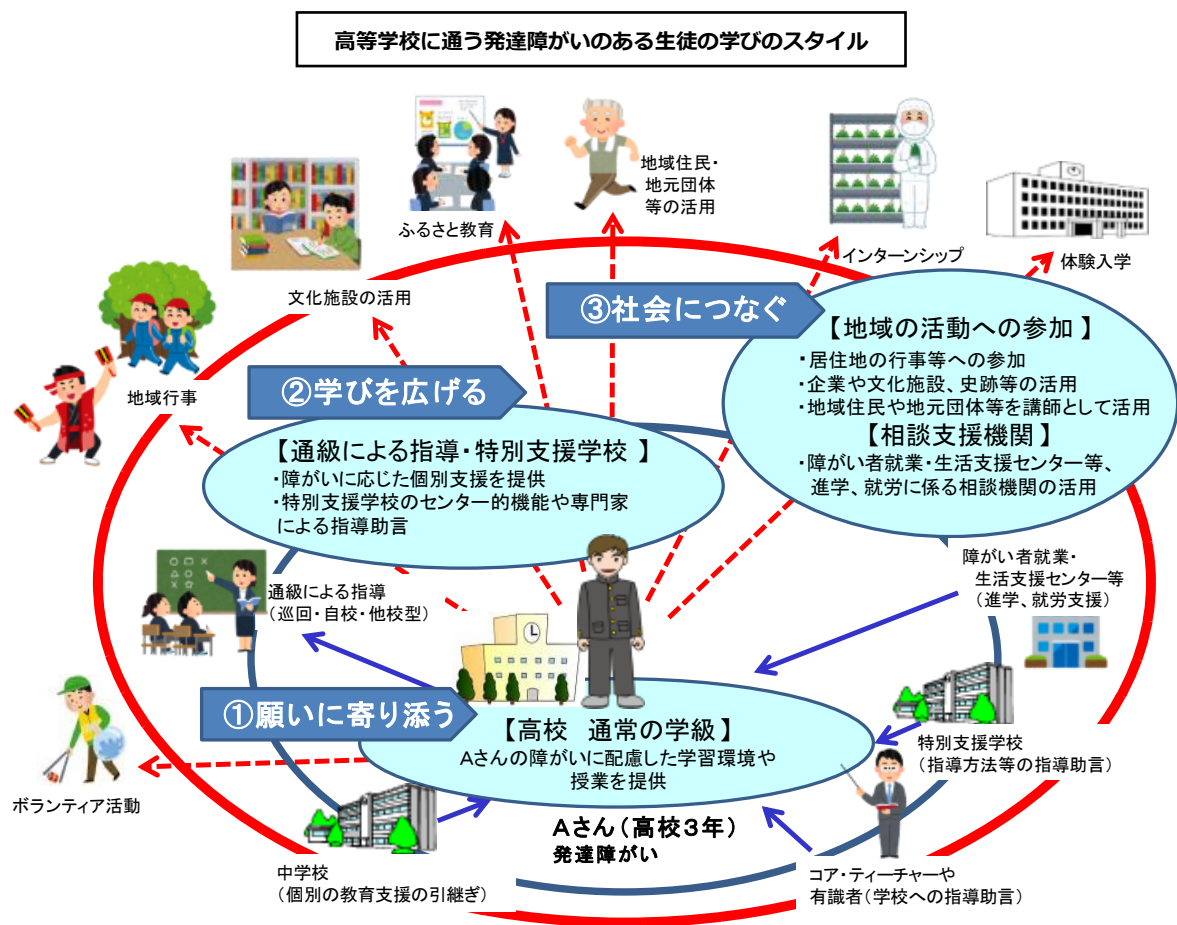
岐阜県公立小・中・義務教育学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の推移（県教育委員会調べ）

- 就労先の変化、ニーズなどに対応するために、高等特別支援学校及び特別支援学校高等部における職業教育の充実と就労支援体制の強化が求められています。
- GIGAスクール構想において1人1台端末が整備されたことを受け、障がいの状況に応じた効果的なICT機器の活用が求められています。
- 特別支援学校と小・中・義務教育学校・高等学校との居住地校交流、共同学習等の仕組みは定着してきました。今後は、共に学ぶ機会の拡充や柔軟な指導体制の確立など、さらに取組を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、特別支援学校のセンター的機能としての支援が制約を受けることもありました。小・中・義務教育学校・高等学校からの助言や支援のニーズは高く、特別支援学校がその専門性を発揮することが求められています。

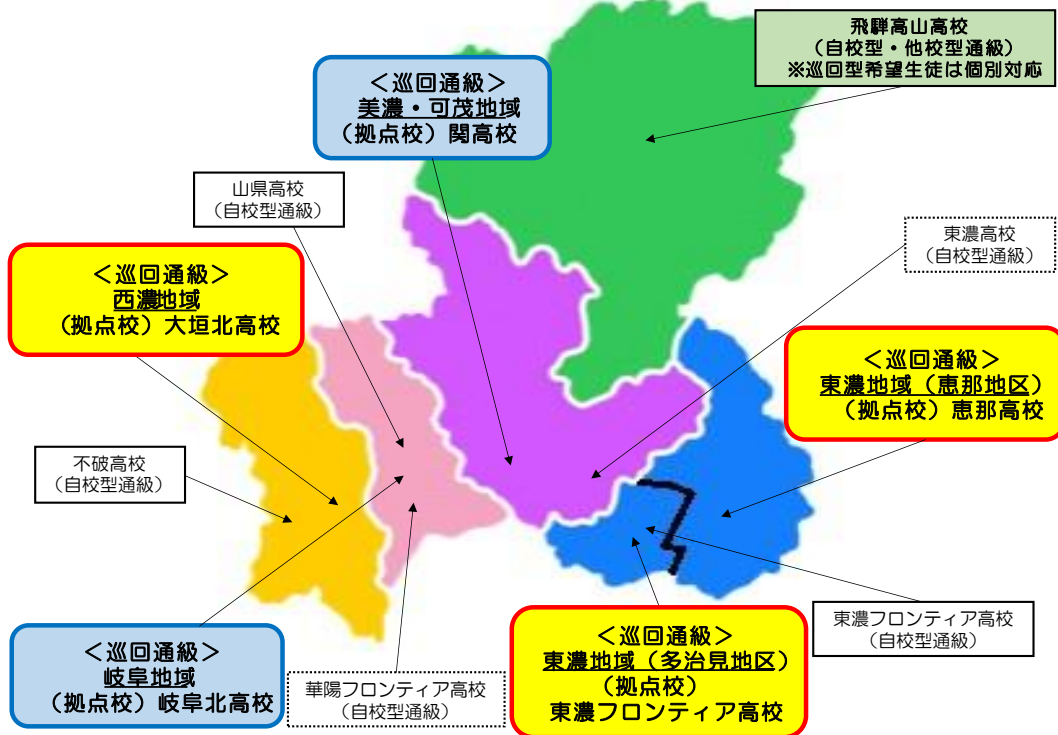
【取組】

① 発達障がいのある児童生徒の学びの充実

- ・高等学校において、発達障がい等のある生徒の教育的ニーズに応じた学びの場として、通級による指導を県内全域で実施する体制を整備



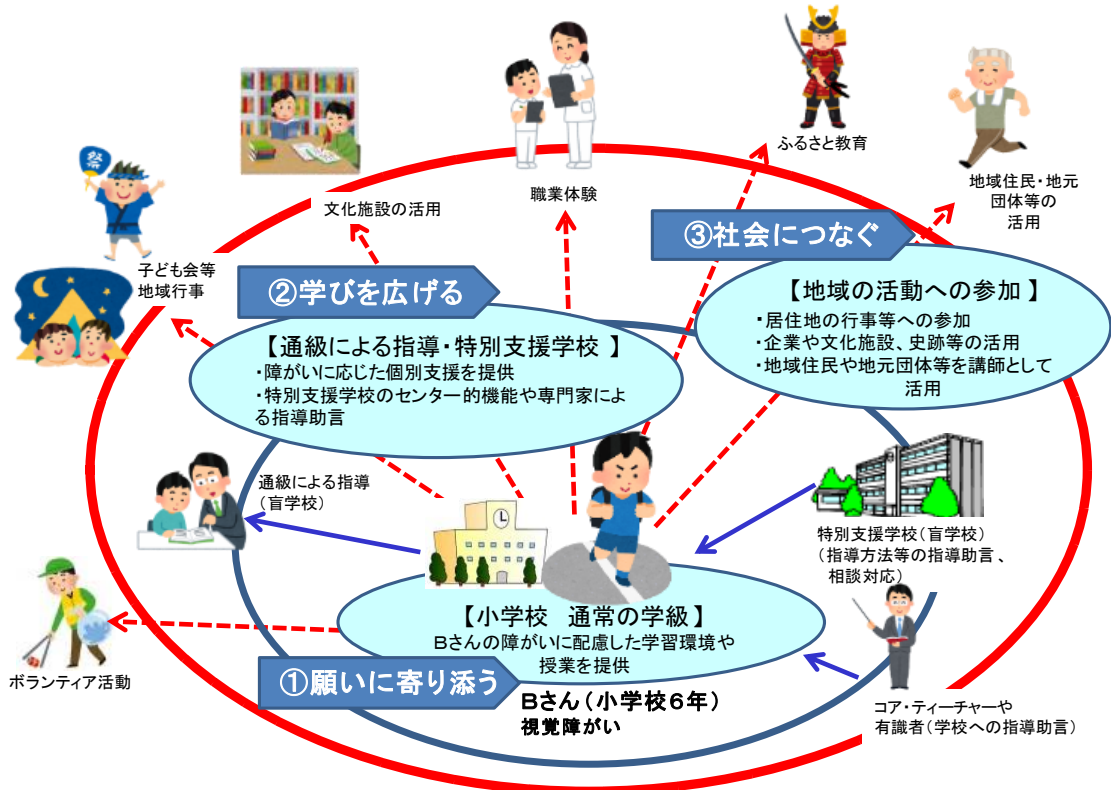
高等学校における通級による指導全県展開図



② 視覚障がい・聴覚障がいのある児童生徒の学びの充実

- ・視覚障がいのある児童生徒に対する岐阜盲学校を拠点とした通級による指導体制を構築し、県内全域の支援を充実

小学校に通う視覚障がいのある児童の学びのスタイル



- ・聴覚障がいのある幼児児童生徒に対する東濃・飛騨地域における支援体制を構築し、岐阜聾学校を拠点とした県内全域の支援を充実

③ ICTを活用した学びの充実

- ・高等学校において、長期入院やそれに伴う自宅療養を必要とする生徒への遠隔教育による学習支援について、同時双方型における実績を踏まえて、新たにオンデマンド型の遠隔教育のあり方を研究し、支援体制を整備
- ・障がいの状況等に応じたICTを活用した効果的な指導方法を研究・開発し、その成果について特別支援学校の教員が参加する教育課程研究協議会等を通じて共有
- ・特別支援学校における準ずる教育課程で学ぶ児童生徒の学習を充実させるために、学校間が連携したオンライン合同授業等、ICTを活用した学びの仕組みを構築

④ 社会へつなぐ職業教育・就労支援の充実

- ・高等特別支援学校における専門教科、特別支援学校高等部における作業学習のあり方を検証し、職業教育の学習内容を充実
- ・県内各地域への高等特別支援学校機能の整備と合わせて、就労支援コーディネーターを配置し、「働きたい！応援団ぎふ」の登録企業を拡充するとともに、企業、関係機関と連携したデュアルシステムをさらに推進
- ・肢体不自由及び病弱の特別支援学校高等部生徒の「在宅就労」の実現に向けて、企業のニーズを踏まえた実習プログラムを学校と連携して開発
- ・高等学校における障がいのある生徒の就労を支援するため、障がい者就業・生活支援センター等、地域の相談機関や就労支援コーディネーターを活用した支援体制を構築

⑤ 医療的ケアを必要とする児童生徒の学びの充実

- ・県内各圏域で開催される特別支援教育連携協議会等の場を通じて、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援事例を共有し、市町村における医療的ケア実施体制の仕組みづくりを支援
- ・小・中学校等における医療的ケア実施体制を支援するため、市町村に対して、マニュアルの情報提供や特別支援学校に勤務する看護師、教員による相談支援、訪問支援等を実施

⑥ 交流及び共同学習の推進

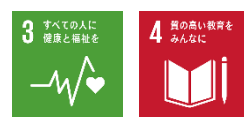
- ・居住地校交流や共同学習、学校間交流、地域交流などを推進し、取組事例を小・中・義務教育学校・高等学校、市町村等に紹介することを通して、交流の趣旨や意義について一層の理解啓発を図り、交流の質を向上
- ・交流及び共同学習を発展的に進めるために、特別支援学校と小・中・義務教育学校・高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」の創設について、調査及び検討を実施

⑦ 切れ目ない支援体制の整備

- ・幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、在園・在学中、卒業後においても支援が途切れないよう、個別の教育支援計画等の支援情報を確実に引き継ぐための学校間、関係機関等のネットワークを強化
- ・幼稚園・小・中・義務教育学校、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、適切な支援を受けて学ぶことができるよう、特別支援学校のセンター的機能による支援を充実

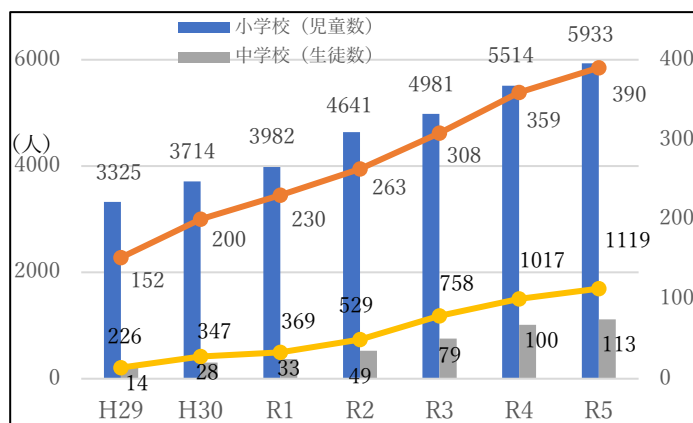
政策Ⅲ 学びの場を支える教員の専門性向上

それぞれの学びの場において、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な指導支援を行うことができるよう、教員の専門性を高めます。



【現状と課題】

- 小・中・義務教育学校の通級による指導、特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加が続く中で、高等学校における通級による指導の制度化も加わり、指導者の養成、専門性向上への対応が急務となっています。



通級指導教室の児童生徒数及び設置教室数の推移（各年度5月1日）

- 岐阜地域に設置されている以下のコア・スクール5校において、平成26年度よりコア・ティーチャーの養成を進めてきました。今後は、コア・ティーチャーを活用し、各特別支援学校の専門性向上を図る仕組みづくりが必要です。

障がい種	学校名	コア・ティーチャー養成研修修了者人数
視覚障がい	岐阜盲学校	16人
聴覚障がい	岐阜聾学校	20人
病弱	長良特別支援学校	16人
肢体不自由	岐阜希望が丘特別支援学校	11人
軽度知的障がい（※H29～）	岐阜清流高等特別支援学校	6人

コア・ティーチャーの養成人数（県教育委員会調べ）※延べ人数

【取組】

① 研修の充実による教員の専門性向上

- ・幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、発達障がいの理解を促す研修を充実させるとともに、通級指導を担当する教員のニーズに応じた養成研修を実施
- ・特別支援学級担任や言語通級指導担当としてキャリアの浅い教職員の、専門性向上に向けた研修を新たに実施
- ・特別支援学校の教員が参加する教育課程研究協議会における、各校の実践事例について発表、交流する研修等を通して、学習指導要領を踏まえた教科指導力を向上

② コア・スクールの活用による教員の専門性向上

- ・高等学校における通級による指導の充実のために、通級による指導を専任するコア・ティーチャーを配置し、担当する教員の支援及び専門性を向上
- ・コア・スクール 5 校において蓄積された各障がい種における専門性について、コア・ティーチャーの活用など各特別支援学校に効果的に還元する仕組みを構築

第4次子どもかがやきプラン

～地域と共に創る 新たな学びのスタイル～

策定年月 令和6年3月
編集発行 岐阜県教育委員会特別支援教育課
〒500-8570
岐阜市藪田南 2-1-1
TEL 058-272-1111 (代表)
FAX 058-278-2823